

# 政策広報

関東地方整備局

第192号

## 関東の魂

### ◆ 目次 ◆

#### ◆◆ 関東地方整備局の動き ◆◆

- 1 令和4年度「手づくり郷土賞」の募集を開始します  
～国土交通大臣表彰 社会資本の魅力や個性を生み出す地域活動を表彰～
- 2 「みんなで一緒にあらかわろう！」プロジェクト  
「荒川下流河川敷利用ルール」を改定 ～河川敷道路は自転車専用道にあらず～
- 3 分かりやすい「関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ」を作成しました  
～事業の初期段階からのBIM/CIM活用の取組を推進～
- 4 第4回 関東甲信 景観さんぽ ～景観写真を集めました～  
関東甲信各地の優れた景観写真を一堂に展示します。
- 5 “歩きたくなる”まちづくりって、なんだろう？ ウォークブルを学ぶまちづくり講座  
「マチミチWEB講座」を開催します！
- 6 『“地域インフラ”サポートプラン関東2022』を取りまとめました！  
～「インフラ分野のDXの推進」などの新たな取組を加え、『働き方改革』、『生産性の向上』、『工事・業務の品質確保』の取組を支援する整備局独自のプランを公表します～
- 7 [生活道路の安全性向上に向けた実証実験の結果について]  
スムーズ横断歩道などの対策により車両速度を抑制  
～さいたま市大宮区三橋二・四丁目地区において実証実験を行いました～
- 8 2021年の河川水質を公表します！ ～2021年は83パーセントで環境基準を満足～
- 9 「令和3年度 荒川上流ゴミマップ」を作成
- 10 堤防の越水・決壊を感知するセンサーの活用により、河川の氾濫発生情報の発表の迅速化を図ります
- 11 道路冠水時の無理な通行はおやめください  
～埼玉県内の道路冠水注意箇所(アンダーパス部等)は262箇所※～
- 12 局地的な大雨による道路冠水にご注意ください  
～千葉県内の道路冠水注意箇所(アンダーパス部)は94箇所～



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 令和4年度「手づくり郷土賞」の募集を開始します

～国土交通大臣表彰 社会資本の魅力や個性を生み出す地域活動を表彰～

関東地方整備局  
企画部

国土交通省は本日より、令和4年度「手づくり郷土賞」の募集を開始します。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、令和4年度で37回目を迎える国土交通大臣表彰です。同賞は、地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

<募集概要>

○募集期間：

令和4年6月17日(金)～令和4年8月31日(水)

○募集対象：

地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりのある優れた地域活動を一体的に表彰する「手づくり郷土賞(一般部門)」と、これまでに受賞したもののうち一層の発展のあったものを表彰する「手づくり郷土賞(大賞部門)」の2部門にて実施

○応募団体：

地域の社会資本を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体または共同で応募。(同一の社会資本に関して一体的な活動を行っている複数の活動団体が共同で応募可能)また、社会資本を管理する団体(都道府県、市区町村等)と共同で応募することも可能

～社会資本(道路・河川・公園・建築物等)を活用した皆様の取組みを成果と共にご応募ください!～

令和3年度は関東地方整備局管内より、長野県安曇野市の「岩原の自然と文化を守り育てる会」が一般部門で表彰されました。

今年度も皆様からの積極的なご応募をお待ちしております!

※令和3年度選定案件の活動概要は、本文資料(PDF)資料1をご覧ください。

また、全国の選定案件は国土交通省のホームページにてご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/teдукuri/index.html>

※応募要領・用紙等は関東地方整備局のホームページからダウンロードできます。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/index00000017.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000945.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000945.html)

## 2. 「みんなで一緒にあらわろう!」プロジェクト

### 「荒川下流河川敷利用ルール」を改定 ～河川敷道路は自転車専用道にあらず～

荒川下流河川事務所

荒川下流河川敷利用ルール検討部会では荒川河川敷利用ルールの一部改定を検討してきました。パブリックコメントでお寄せいただいた意見を踏まえて本文資料(PDF)別紙のとおり改定することとし、令和4年7月1日から運用開始します。

本文資料(PDF)別紙 改定概要 新旧対照表

また、詳細につきましては、事務所ホームページ

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>)をご確認下さい。

#### 【参考】

「荒川下流河川敷利用ルール」とは

荒川下流河川敷利用ルールは、誰もが安全で快適に荒川下流部を利用することができるように、国土交通省荒川下流河川事務所と関係自治体(11区2市、1公益財団法人)からなる荒川下流河川敷利用ルール検討部会により平成22年に制定され、平成26年及び平成30年に改定されています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arage\\_00000322.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arage_00000322.html)

## 3. 分かりやすい「関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ」を作成しました ～事業の初期段階からのBIM/CIM活用の取組を推進～

関東地方整備局

国土交通省では、令和5年度の小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIM原則適用に向けて、段階的に適用を拡大しているところです。

関東地方整備局では、受発注者双方の業務効率化・高度化を図るために、分かりやすい「関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ」を作成し、ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

【掲載場所】<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000217.html>

#### ■関東BIM/CIM活用(3次元データの作成・活用)ロードマップ概要

- ・河川事業、道路事業のうち、BIM/CIM活用の効果が高い場合は、事業の初期段階に位置する測量・地質調査段階から3次元データの作成・活用を行うことを原則
- ・3次元データを作成・活用する業務・工事は、BIM/CIM活用の対象
- ・測量・地質調査、予備・詳細設計、施工、維持・管理の各事業段階毎にBIM/CIM活用事例や活用効果、活用に必要な要領等を分かりやすく整理

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000946.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000946.html)

#### 4. 第4回 関東甲信 景観さんぽ ～景観写真を集めました～ 関東甲信各地の優れた景観写真を一堂に展示します

関東地方整備局  
建政部

各地域が誇る景観について、より多くの方に認識していただくとともに、関東甲信地域における景観まちづくりの充実を図ることを目的とし、令和元年度から、関東甲信1都8県内の自治体が主催するフォトコンテストの入賞作品等を一堂に集めた景観写真展「関東甲信 景観さんぽ」を開催しています。

「第4回 関東甲信 景観さんぽ」は、41自治体から、思わず行ってみたいくなる景色や、身近なまちの再発見に繋がる美しい景観の写真が集まりました。多くの方のご来場をお待ちしています。

##### 【展示日程・展示会場】

- (1) 令和4年7月9日(土)～7月28日(木)  
国営東京臨海広域防災公園 そなエリア東京1階
- (2) 令和4年8月2日(火)～8月30日(火)  
国営昭和記念公園 花みどり文化センター ギャラリー3
- (3) 令和4年9月17日(土)～9月29日(木)  
栃木県庁 県庁本館15階展望ロビー 企画展示ギャラリー
- (4) 令和4年10月4日(火)～10月24日(月)  
神奈川県庁 新庁舎1階ロビー
- (5) 令和4年11月2日(水)～11月29日(火)  
埼玉県庁 県庁3階渡り廊下

※1 各会場へのアクセスの詳細、開園時間・休園日、開庁時間等については、各会場のホームページで最新の情報をご確認ください。

※2 新型コロナウイルス感染症の状況により、日程変更又は中止となる場合があります。あらかじめご了承ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/city\\_park\\_00000073.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/city_park_00000073.html)

#### 5. “歩きたくなる”まちづくりって、なんだろう？ ウォーカブルを学ぶまちづくり講座「マチミチWEB講座」を開催します！

関東地方整備局  
建政部

関東地方整備局では、地域のまちづくり支援の一つとして、各種セミナーを開催しています。

本 WEB 講座では、昨年度に引き続き、近年のまちづくりのキーワード“ウォーカブル(=歩きたくなる)”をテーマに、連続形式で開催します。各回、まちづくりの実践者たちをゲストに迎え、実行する上で大切なことを学んでいきます。より良いまちづくりには何から始めれば良いか、どんな取組みをしたら良いか、一緒に学んで、考えて、実践につなげていきませんか。

自治体の職員の方は勿論、民間事業者や学生の方も広く受講者を募集しております。まちづくりに興味がある方、お悩みのある方、是非ご参加ください。

#### 1.日時

令和4年7月11日(月) 13時00分～14時00分 以降 第2、第4月曜日

#### 2.受講対象者

自治体職員、各回のテーマに興味・関心のある民間事業者や学生の方

#### 3.形式

オンラインによる開催(zoomを使用、参加費無料)

- ・参加者の皆さんからも、申込時のフォームや講座中のアプリ機能にて、質問・コメントをお寄せいただく聴衆参加型のWEB講座となります。
- ・参加URLは申し込みいただいたアドレス宛に各回当日朝に送付します。

#### 4.講座内容(本文資料(PDF)別添チラシ参照)

「ウォーカブルの考え方」「街路整備との関係」「どんな整備・運営が求められるのか」「地方都市での実践例」「他部署連携の苦労話」等、参加者の要望を踏まえて各回テーマを設定予定。

最新情報を昨年度講座の概要と併せて以下ホームページに掲載しています。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/city\\_park/machi/index00000003.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/city_park/machi/index00000003.html)

#### 5.主催

国土交通省東北地方整備局・関東地方整備局、(公社)日本交通計画協会

#### 6.参加申込み

右記コード又は以下URLより各回、4日前(前週の木曜日)までにお申し込みください。

<https://forms.office.com/r/6ud47L47Ec>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/city\\_park\\_00000072.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/city_park_00000072.html)

#### 6. 『“地域インフラ”サポートプラン関東2022』を取りまとめました！

～「インフラ分野のDXの推進」などの新たな取組を加え、『働き方改革』、『生産性の向上』、『工事・業務の品質確保』の取組を支援する整備局独自のプランを公表します～

関東地方整備局  
企画部

『働き方改革』、『生産性の向上』、『工事・業務の品質確保』の取組を支援するため、『“地域インフラ”サポートプラン関東 Ver. 3.0』で示したこれまでの取組にデータとデジタル技術を活用し、職場風土や働き方を変革するインフラ DX の推進等を新たに盛り込みバージョンアップした『“地域インフラ”サポートプラン関東 2022』をとりまとめました。3つの柱17の取組により建設産業の支援を進めていきます。

#### I. 担い手の確保・育成(働き方改革への対応)

1. 『週休2日制適用工事』の取組を推進します
2. 適正な工期の確保に努めます
3. 未来の建設産業を支える入札・契約方式の実施
4. 『人材育成・教育』に関する研修等を実施し、建設産業の取組を支援します
5. 受注者が行う『現場見学会』を支援することにより、新たな担い手の確保を応援します
6. 技術者の誇りを示す銘板の設置、地域の守り手である地元建設産業の災害の活動を応援することにより、新たな担い手の確保につなげます
7. 地方公共団体の発注者育成支援
8. 特例監理技術者制度の活用を支援します
9. 災害時の緊急対応の充実強化に努めます
10. 『セーフティサポートニュース』を発行し、安全・事故防止に関する情報の定期的な配信を行い、安全対策を支援します

#### II. 生産性の向上(インフラ分野のDX)

1. インフラ分野のDX推進を支援します
2. 3次元データ/ICT活用工事を支援し、生産性の向上を目指します
3. 新技術の導入を促進し、生産性の向上を目指します
4. 監督・検査事務における受発注者の負担軽減を図ります
5. 『発注者ナビ』に、建設分野のインフラDXの取組の関連情報を追加し、関係市区町村等の公共工事における働き方改革の取組を支援します

#### III. 建設現場の魅力発信

1. 建設現場の先進的な取組や地元企業の活躍状況など建設現場の魅力を発信します
2. 建設技術展示館による魅力ある建設技術の展示

※ 詳しくは、本文資料(PDF)別添資料と以下の関東地方整備局ホームページをご覧ください。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000949.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000949.html)

#### 7. 【生活道路の安全性向上に向けた実証実験の結果について】 スムーズ横断歩道などの対策により車両速度を抑制

## ～さいたま市大宮区三橋二・四丁目地区において実証実験を行いました～

大宮国道事務所

国土交通省大宮国道事務所とさいたま市建設局が協力し、ビッグデータ(ETC2.0データ)を活用した生活道路の交通安全対策に取り組んでおります。

ETC2.0データを活用し、抜け道利用車両が多く、走行速度が毎時30キロメートルを超える車両の割合が高い、さいたま市大宮区三橋二・四丁目地区の道路において、仮設スムーズ横断歩道と仮設ハンプを設置し、「流入交通量の抑制」、「走行速度の低減」、「歩行者横断時の車両停止率の変化」を確認しました。

その結果、「流入交通量の抑制」、「走行速度の低減」、「歩行者横断時の車両停止率の変化」のいずれも改善され、特に仮設スムーズ横断歩道の設置箇所で、走行速度抑制効果がみられました。

### 【実施概要】

#### ■設置場所

- ・仮設スムーズ横断歩道　さいたま市大宮区三橋4丁目106番地先
- ・仮設ハンプ　さいたま市大宮区三橋2丁目568番地先

#### ■設置期間

令和3年9月16日(木)～10月13日(水)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/oomiya\\_0000508.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/oomiya_0000508.html)

## 8. 2021年の河川水質を公表します!

### ～2021年は83パーセントで環境基準を満足～

関東地方整備局  
河川部

#### ○環境基準の満足状況【本文資料(PDF) 資料 2ページ】

- ・環境基準を満足した地点は83パーセント(139地点/167地点)で、平成20年からは概ね横ばいです。

#### ○水質の改善状況【本文資料(PDF) 資料 6ページ】

- ・10年前(平成23年)と令和3年で水質改善状況を比較すると、最も改善したのは、運河(合流前)(利根川水系利根運河)で、次いで運河橋(利根川水系利根運河)、笹目橋(荒川水系荒川)となりました。

#### ○住民参加による水質調査【本文資料(PDF) 資料 9ページ～、15ページ～】

- ・今後の河川水質管理の指標による調査として153人、水生生物による水質の簡易調査

として 247 人に参加いただき、調査を実施しました。

- その他、ダイオキシン類に関する実態調査や水質事故の状況についても掲載しています。
- 過去の河川水質については、下記を参照ください。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river\\_shihon00000148.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000148.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_00000621.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000621.html)

## 9. 「令和3年度 荒川上流ゴミマップ」を作成

荒川上流河川事務所

河川敷のゴミの不法投棄の実態を皆さんに知っていただくために、河川巡視(河川パトロール)にて確認したゴミの件数・種類・場所を表示したゴミマップを作成しました。

荒川上流河川事務所では、管理している河川区域への不法投棄が絶えない状況に苦慮しております。

多くの方に気持ちよく河川を利用していただくため、ゴミの投棄状況を示したマップを公表することにより、少しでも不法投棄が減ることを期待しています。

◎行政と市民が一緒になった清掃活動の実施やゴミマップによる啓発を行うとともに、日々の河川パトロールや車両止めなどの設置を行うことにより、大量投棄の防止を図るなど、不法投棄が減少するような様々な対策に取り組んでいます。

### 【結果】

- ◆不法投棄量は、平成 17 年度以降、減少傾向にありました。
- ◆令和 3 年度は件数・量とも昨年度より若干減少しました。
- ◆令和 3 年度の不法投棄量は海上コンテナ(20 フィート)約 11 個分になりました。

- ・件数 882 件(昨年度：885 件)
- ・投棄量 約 358 立方メートル(昨年度：約 371 立方メートル)

### ◎【その他】

- ◆ゴミマップは、荒川上流河川事務所及び出張所において入手出来ます。
- ◆荒川上流河川事務所ホームページにおいても公開します。  
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/>)
- ◆沿川自治体などに配布します。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arajo\\_00000401.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arajo_00000401.html)

## 10. 堤防の越水・決壊を感知するセンサーの活用により、河川の氾濫発生情報の発表の迅速化を図ります

関東地方整備局  
河川部 水災害対策センター

インフラ分野(河川)におけるDXの推進の一環として、越水・決壊を感知するセンサー機器の開発・整備を行いました。

### 【目的】

水防上重要な箇所において、氾濫の発生をいち早く捉え、氾濫発生情報の発表を遅滞なく行う。

### 【設置河川】

令和元年東日本台風で越水・決壊が発生した久慈川、那珂川及び入間川流域の次の河川。

(茨城県)久慈川、里川、山田川、那珂川、桜川、藤井川

(埼玉県)入間川、越辺川、都幾川、高麗川

運用個数：久慈川：76個、那珂川：284個、入間川：141個(それぞれ上記の支川を含む)  
(本文資料(PDF)別図)

### 【センサーの仕組み】

堤防の天端付近に設置したセンサーが、河川の水位上昇に伴い浸水すると発信している電波の減衰により越水を検知。また、越水の検知後にセンサーに傾きの発生により変化が継続することによって、決壊を検知。

### 【運用】

越水・決壊の最終的な判断については、これまで実施していた河川巡視、河川監視カメラの映像、観測水位などの情報と合わせて活用し、迅速な状況把握を行う。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_00000620.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000620.html)

## 11. 道路冠水時の無理な通行はおやめください

～埼玉県内の道路冠水注意箇所(アンダーパス部等)は262箇所※～

大宮国道事務所  
北首都国道事務所

近年、局地的に短時間で数十ミリの雨をもたらす『局地的な大雨』が多発しています。

局地的な大雨時には、道路や鉄道の下を通過するアンダーパス部等の道路へ、急激に雨水が集まるため、道路が冠水する恐れがあります。

冠水箇所に入ると、エンジンが停止し動けなくなる恐れがあります。また、側溝やマンホールの蓋が外れているなどの危険な状況も予想されますので、道路が冠水している箇所では、自動車でも移動される方だけでなく、歩行者や自転車・バイクの方も十分ご注意ください。

道路を利用する皆様への注意喚起を図るため、埼玉県内の冠水する恐れのある道路を示した「道路冠水注意箇所(アンダーパス部等)マップ」を事務所ホームページに掲載しましたので、ご活用ください。

(※直轄国道のアンダーパス部以外の冠水注意箇所 11 箇所を含む。)

ホームページではマップに関する詳しい情報、通行規制時の道路情報が確認できます。(ツイッターでは通行規制時の道路情報が確認できます。)

#### ■大宮国道事務所

ホームページ：<https://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/>

公式ツイッター：[https://twitter.com/mlit\\_oomiya](https://twitter.com/mlit_oomiya)

道路のライブカメラ：[https://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/oomiya\\_livecamera01.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/oomiya_livecamera01.html)

#### ■北首都国道事務所

ホームページ：<https://www.ktr.mlit.go.jp/kitasyuto/>

公式ツイッター：[https://twitter.com/mlit\\_kitasyuto](https://twitter.com/mlit_kitasyuto)

国道 298 号のライブカメラ：<https://www.ktr.mlit.go.jp/kitasyuto/public/CCTV.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/oomiya\\_0000510.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/oomiya_0000510.html)

## 12. 局地的な大雨による道路冠水にご注意ください

### ～千葉県内の道路冠水注意箇所(アンダーパス部)は94箇所～

千葉国道事務所  
首都国道事務所

近年、短時間での局地的な大雨が多発しており、交差する道路や鉄道の下を通過するアンダーパス部の道路では冠水する恐れがあります。

冠水しているアンダーパスは、一見通行できそうに見えても、車を進入させるとエンジンが停止し、動けなくなる恐れがありますので、通行はお控えください。安全な道路への迂回、または安全な場所への待避をお願いします。

道路を利用する皆様への注意喚起を図るため、「千葉県内におけるアンダーパス部の道路冠水注意箇所マップ」を千葉国道事務所ホームページへ掲載していますので、お出かけの際はご活用ください。

※冠水被害を未然に防ぐため、通行止め等を実施することがありますのでご協力をお願い

いします。

■道路冠水注意箇所マップ：

[https://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/chiba\\_index030.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/chiba_index030.html)

■千葉国道事務所ホームページ：

<https://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/>

■公式ツイッター情報：

[https://twitter.com/mlit\\_chibakoku](https://twitter.com/mlit_chibakoku)

アンダーパス部の道路以外でも、局地的な大雨により雨水が急激に集中し排水処理能力を超えた場合には道路冠水が発生する恐れがありますので、自動車で移動される方だけでなく、歩行者・二輪車の方も十分ご注意ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/chiba\\_00000460.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/chiba_00000460.html)

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 心のバリアフリーに関するガイドラインを作成しました！

～バリアフリー教室やまち歩き点検等を実施するためのポイントをまとめました～

バリアフリー基本構想に基づいて心のバリアフリーの取組として実施される教育啓発特定事業について、市町村の継続的・計画的かつ円滑な取組を支援するため、基本的な考え方や事業計画作成のポイントや具体的な事業を行う際のポイントや事例等を示した『教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン』を作成しました。

「心のバリアフリー※」に関する取組を実施することにより、バリアフリーに関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備することが重要であり、令和2年の改正バリアフリー法においても、継続的かつ計画的に「心のバリアフリー」に取組を実施するため「教育啓発特定事業※」が法律上位置付けられたところです。

こうしたことを踏まえて、今般、国土交通省において、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル※」の考え方を反映しつつ、バリアフリー教室やまち歩き点検など、「心のバリアフリー」に関する取組を実施するためのポイントや留意事項等について、ガイドラインとして取りまとめましたので、公表いたします。

これまで、地方公共団体等においてさまざまな取組が行われてきましたが、今後、本ガイドラインに基づいて、地方公共団体や施設設置管理者等、多様な主体において、さまざまな関係者と連携しながら「心のバリアフリー」の取組が実施されることを期待しています。

※別紙2参照

■別紙1：教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの概要

○ガイドライン本編

実施計画の策定、具体的な取組内容や実施方法等の検討する際のポイント、及び「心のバリアフリー」「障害の社会モデル」の適切な理解のポイント等を紹介。

○実施マニュアル

特定事業として実施が想定される代表的な4つの取組について、「心のバリアフリー」の考え方を反映できるよう、障害当事者等の参画による体験や交流を推進や各取組のポイントや実施事例等を紹介。

○学校連携教育事業の視点からも取組事例等を掲載。

■別紙2：(参考) 障害の社会モデル/心のバリアフリー、教育啓発特定事業について

■教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの公表ページ

国土交通省の以下のページにて公表しています。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000283.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000283.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09\\_hh\\_000339.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000339.html)

## 2. 官庁施設の防災性能の低下を防ぐ！「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」

**\*\* 施設管理者が「知ってよかった！」と思わず膝を打つ事柄をまとめました\*\***

「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」は、次の点に着目しています。

- ・ 建物の損傷、腐食その他の劣化により、防災性能が低下した状態
- ・ 関係法令等の改正により、防災性能が最新の基準を満たしていない状態
- ・ 過去の模様替えや不適切な運用などにより、意図せずに防災性能が低下した状態

例：煙の逃げ道、塞いでいませんか。

<排煙窓が開かない状態、排煙オペレーターが見えない状態>

膨れ上がって迫ってくる煙を、逃がす方法はちゃんとあるんです！

窓を開けるボタンやスイッチをポスターで隠すなんて・・・

本ガイドブックでは、建物の各部位や機器が持つ防災上の役割や機能について、

- ・ 本来どのような状態にあるべきなのか
- ・ その根拠となる法令等の規定は何か

を整理し、“災害に備えるためにすべきこと”をとりまとめています。

○官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html)

※ “発災時にすべきこと”に関する主な指針、要領等についても、上記 URL に記載しています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03\\_hh\\_000055.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000055.html)

## 3. 「土地の戸籍」に関する最新の調査実施状況を公表します ～「優先実施地域」の進捗率が80%に到達～

土地の境界や面積などの基礎的な情報である地籍は「土地の戸籍」とも呼ばれ、昭和26年の国土調査法制定時から主に市町村が主体となって調査が進められています。令和3年度の調査実績は832km<sup>2</sup>となり、令和3年度末時点での進捗率は、全国の「地籍調査対象地域」※1で52%、「優先実施地域」※2で80%となりました。

※1 全国土面積から、国有林野及び公有水面（湖沼や河川等）の面積を除いた地域が対象

※2 土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域を除く地域

○地籍の明確化は、土地取引の円滑化のみならず、災害からの早期の復旧・復興や効率的なインフラ整備、まちづくり等を進める上で大きな役割を果たします。また、成果は自治体が保有するGIS等にも取り込まれ行政サービスの効率化に寄与するほか、法務局へも送付され、登記記録の修正や登記所備付地図として利用されます。

○現在、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度から令和11年度）に基づき全国の地籍調査が進められており、第7次十箇年計画の目標値15,000km<sup>2</sup>に対し、令和3年度までの実績は1,667km<sup>2</sup>となり、11%の目標達成率となっています。

○第7次十箇年計画においては、令和2年の国土調査法等の改正により、山村部におけるリモートセンシングデータを活用した効率的な調査手法や、図面等を活用した現地立会を必要としない新たな調査手続等を導入しており、これらの活用も推進しながら地籍調査の加速化に取り組んでいます。

\* 本リリースの詳細については、別添資料もご覧ください。

\* 地籍調査に関する詳細については、地籍調査WEBサイト（<http://www.chiseki.go.jp/>）をご覧ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo06\\_hh\\_000001\\_00001.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo06_hh_000001_00001.html)

#### 4. ”みなと”が呼び込むヒト・モノ・仕事

##### ～「令和4年版 港湾投資効果事例集」を作成～

サプライチェーンのグローバル化の進展により、島国日本における港湾の役割はますます重要になる中、港湾への投資は、新たな産業誘致や地域産業の再生、雇用創出、更なる民間投資の促進を誘発するなど、地域の発展や企業の国際競争力を高め、日本経済の成長を牽引しています。

今般、こうした地域の産業、経済、安心を支えている港湾の一部を紹介する事例集を作成しました。是非ご覧ください、普段私達があまり意識することのない港湾が、暮らしや経済にどのような影響を与えているのか、ご興味を持って頂ければ幸いです。

##### 1. 我が国港湾の特徴について

我が国の港湾は、貿易量の99.6%が経由しているほか、港湾・臨海部には物流・産業機能が高密度に集積し、全国製造品出荷額の約46%にあたる約150兆円が出荷[1]されているなど、日本の礎としての役割を果たしています。

コロナ禍において、世界的にコンテナ物流の混乱が生じ、国内外の物流や産業に影響が及ぶなど世界の社会経済情勢が大きく変化する昨今、海外との結節点である港湾は、安全で豊かな暮らしを支えるサプライチェーンの拠点としてその重要性が益々高まっているところです。

##### 2. 投資効果事例集の掲載内容について

全国各地の39港湾において、港湾投資による効果を紹介した事例集を作成しました。  
本事例集の全内容は、国土交通省港湾局ウェブサイトをご参照下さい。  
URL : [https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_tk3\\_000038.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk3_000038.html)

【掲載港湾】

釧路港、苫小牧港、八戸港、釜石港、仙台塩釜港、相馬港、青森港、秋田港、酒田港、小名浜港、茨城港、横浜港、新潟港、伏木富山港、金沢港、清水港、名古屋港、四日市港、津松阪港、舞鶴港、新宮港、神戸港、姫路港、水島港、浜田港、広島港、徳島小松島港、三島川之江港、高知港、東予港、須崎港、松山港、博多港、三池港、八代港、細島港、志布志港、那覇港、平良港

[1] 港湾所在市区町村における製造品出荷額 出典：工業統計表（地域別統計表）2020年

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/port03\\_hh\\_000094.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/port03_hh_000094.html)

## 5. 新型コロナ感染症の影響下における生活行動調査（第二弾）

～テレワークや自宅周辺の活動が定着してきていることを確認～

国土交通省では、新型コロナ危機を踏まえた今後のまちづくりを検討するため、前回調査（令和2年8月）に続き、感染者数が比較的落ち着いた時期及びオミクロン株が流行している時期の2時点で、市民の日常的な行動や意識がどのように変化してきているのか、全国の大都市を中心としたアンケート調査を実施しました（サンプル数約13,000）。

調査の結果、新型コロナ感染者数の増減に関わらず「**テレワークや自宅周辺の活動が定着**」してきていることや、人々の求める都市施策として、「**ゆとりある屋外空間の充実**」や「**自転車や徒歩で回遊できる空間の充実**」へのニーズが引き続き高いことが確認されました。

### ○調査対象時期について

- ①流行前 : 新型コロナ感染症流行前
- ②令和2年4月 : 第1回緊急事態宣言発令中
- ③令和2年8月 : 第1回緊急事態宣言解除後
- ↑ 前回調査 ↑ -----
- ④令和3年12月 : 感染者数が比較的落ち着いた時
- ⑤令和4年3月 : オミクロン株流行時

### 1. 調査結果

#### (1) テレワーク実施層の割合が安定傾向に

- ・週1日以上テレワークを実施する層については、最初の緊急事態宣言中に大きく割合が増加、緊急事態宣言解除後に減少するものの、新型コロナ流行前と比較して増加し定着（図2）
- ・週1日以上テレワークを実施する層は、デメリットを感じる人の割合が低下（別紙4頁）

#### (2) 自宅周辺での活動も定着傾向に

- ・日常の活動別に最も頻りに訪れた場所については、「**外食**」や「**趣味娯楽**」、「**軽い運動**」、「**休養**」、「**育児**」では自宅周辺での活動が新型コロナ感染症流行前と比較して増加し定着（図3）
- ・「**食料品・日用品の買い物**」や「**食料品・日用品以外の買い物**」では、高頻度でテレワークを実施する層以外は活動場所に変化は見られない（別紙4頁）

#### (3) 都市に求める取り組みとして、屋外空間や回遊空間へ高いニーズ

・「公園、広場、テラスなどゆとりある屋外空間の充実」「自転車や徒歩で回遊できる空間の充実」への要望は、前回調査（令和2年8月）から引き続き高い割合

## 2. 詳しい調査結果の公表について

今回の調査の詳細な結果については、HP（下記リンク参照）をご参照ください。

[https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi\\_tosiko\\_tk\\_000056.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000056.html)

こちらのページでは、基礎的な集計データの公表もしておりますので、積極的なご活用をお願いいたします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07\\_hh\\_000195.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000195.html)

## 6. 地域交通を共に創り出す新たなモデル事業を選定

～多様な主体が連携して取り組む「共創モデル実証プロジェクト」に15事業を選定～

国土交通省では、交通を地域のくらしと一体として捉え、様々な分野（エネルギー、医療、教育など）との垣根を越えて行う「共創モデル実証プロジェクト（共創による地域交通形成支援事業）」について、15事業を選定しました。

○ 本年4月1日～5月31日にかけて、「共創モデル実証プロジェクト（共創による地域交通形成支援事業）」の公募を行い、このたび、多様な主体が連携し、交通を軸とした地域課題の解決を目指す意欲的な取組である15事業を選定いたしました。

○ 国土交通省としては、選定事業における実証運行等を支援するとともに、ウェブサイトへの掲載等による積極的な周知・横展開を図ってまいります。

共創モデル実証プロジェクト（共創による地域交通形成支援事業）についてのウェブサイトは、下記よりご覧下さい。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12\\_hh\\_000270.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000270.html)

## 7. 官民連携推進のための「サウンディング（官民対話）」を開催します

～地方公共団体等が民間事業者と対話したい案件を募集します～

官民連携事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、令和4年11月に、サウンディング（官民対話）を開催します。地方公共団体等が対話を希望する案件の募集を令和4年7月6日（水）より開始します。

○ 地方公共団体等におけるPPP／PFIの導入について、民間事業者が参加しやすい公募を行うためには、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行う「サウンディング（官民対話）」が有効です。

○ この度、官民連携事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、令和4年11月に、サウンディングを開催します。

○令和4年7月6日（水）より、地方公共団体等が民間事業者との対話を希望する案件の募集を開始します。全国の地方公共団体等からの多数の応募をお待ちしています。

〈開催概要〉

開催時期：令和4年11月

開催形式：全国を4ブロックに分けてWEB会議システム（Zoomを予定）により実施

※開催日程については別紙を参照ください。

※昨年度は、63の地方公共団体から71件の応募があり、延べ500社以上の民間事業者に参加いただきました。

〈案件の登録方法〉

令和4年8月5日（金）17:00までに、以下のフォームから御登録ください。なお、案件登録は令和4年7月6日（水）10:00から可能となります。

案件登録は先着順であり、定数に達した時点で案件募集を終了させていただきます。

登録後、事前公表資料、サウンディング当日説明資料の作成等について事務局から連絡します。

【案件登録フォーム：<https://business.form-mailer.jp/lp/46d39b0d175271>】

民間事業者から官民連携事業の実績や提案を説明いただく「アピールタイム」は本年度も設ける予定です。アピールタイムを含むサウンディングへの民間事業者の募集については、サウンディングの案件が決定した後にお知らせします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21\\_hh\\_000190.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000190.html)

## 8. 地理院地図で人口動態データが表示できるようになります！

国土交通省国土政策局では、中長期的な視点で災害リスクに対する適切な土地利用を検討していただくため、1995年と2015年の差分の人口動態データを作成し、その結果を国土地理院の「地理院地図」で公開します。これにより、各種災害リスクと人口動態を同時に確認していただくことができるようになります。

### 1. 概要

国勢調査の4次メッシュ（500mメッシュ）毎に、1995年と2015年の2時点の人口総数の差分を人口動態データとして作成し、その結果を本年6月30日より、国土地理院の「地理院地図」で公開します。これにより、地理院地図で提供されている各種災害リスクと人口動態データを重ね合わせて表示することで、災害リスクの高い地域の人口動態を視覚的に把握できるようになります。

### 2. 公表データの活用場面（イメージ）

人口が増加傾向で、かつ災害リスクの高い地域を視覚的に把握できるようになることから、地方自治体が開発規制、避難施設の配置、各種まちづくり計画等の検討を行う際の基礎資料としての活用が期待されます。

### 3. その他

データは以下のホームページ（国土地理院）からご確認ください。

[https://maps.gsi.go.jp/index.html#12/38.204600/140.855370/&base=std&ls=std%7Cjishindo\\_yosoku%7C04\\_tsunami\\_newlegend\\_data%7C05\\_kyukeishakeikaikuiki%7C05\\_jisuberikeikaikuiki%7C05\\_dosekiryuokeikaikuiki%7C01\\_flood\\_l1\\_shinsuishin\\_newlegend\\_data%7Cjinkodotai\\_jinko\\_sabun1995\\_2015&blend=1111110&disp=10000011&lcd=05\\_jisuberikeikaikuiki&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m](https://maps.gsi.go.jp/index.html#12/38.204600/140.855370/&base=std&ls=std%7Cjishindo_yosoku%7C04_tsunami_newlegend_data%7C05_kyukeishakeikaikuiki%7C05_jisuberikeikaikuiki%7C05_dosekiryuokeikaikuiki%7C01_flood_l1_shinsuishin_newlegend_data%7Cjinkodotai_jinko_sabun1995_2015&blend=1111110&disp=10000011&lcd=05_jisuberikeikaikuiki&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03\\_hh\\_000234.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000234.html)

## 9. 水の大切さを再認識！

～全国各地で行われる「水の日」の関連イベントに参加してみよう～

貴重な水資源や健全な水循環についての理解と関心を深めることを目的に、8月1日を「水の日」と定め、地方公共団体やその他関係団体の協力を得ながら、水の大切さに関する普及啓発活動を全国的に実施します。今年は7月1日現在で183の行事が予定されています。

「水の日（8月1日）」は平成26年に制定された水循環基本法において、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深める日として位置づけられました。

「水の日」・「水の週間（8月1日～7日）」には、国・地方公共団体・事業者・民間の団体が連携して、例年、水の大切さに関する普及啓発活動を全国的に実施しています。

赤羽前国土交通大臣ご挨拶の様子

### 関連行事概要

#### （1）中央行事

##### 1. 水を考えるつどい

日時：令和4年8月1日（月）14：00～

場所：イイノホール（東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング4階）

内容：水の作文コンクール表彰式、講演

※入場無料（事前申込制：下記URL参照）

（URL：[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen\\_mizsei\\_tk1\\_000024.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen_mizsei_tk1_000024.html)）

##### 2. 水のワークショップ・展示会

日時：令和4年8月6日（土）11:00～

場所：日比谷コンベンションホール（日比谷公園内）

内容：地下水に関する講演会・ミニワークショップ（予定）

#### （2）全国でのイベント

国、地方公共団体、その他関係団体により、水に関する各種の行事が実施されます。「水の日」関連行事の開催予定は別紙のとおりです。関連行事は国土交通省ホームページでも掲載しています。

（URL：[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen\\_mizsei\\_tk1\\_000012.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen_mizsei_tk1_000012.html)）

※新型コロナウイルス感染状況等により予定が変更される可能性があります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/water01\\_hh\\_000133.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/water01_hh_000133.html)

## 10. 改正建築物省エネ法・建築基準法等に関する説明動画（第1弾）を配信

～7月22日（金）より国土交通省ホームページで配信～

国土交通省では、6月17日（金）に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」に関する説明動画（第1弾）を7月22日（金）より配信します。  
※説明動画に加え、全国4都市では、会場での説明会を開催します。

1. 名称

改正建築物省エネ法及び改正建築基準法等に関する説明動画（第1弾）

2. 日時

[1] 説明動画

7月22日（金）10:00に配信開始

[2] 説明会

全国4都市（詳細は別紙1をご覧ください）

3. 主な内容

改正建築物省エネ法及び改正建築基準法等の内容全般、今後の施行時期等（説明時間は2時間程度）

4. 主な対象者

- ・ 特定行政庁、指定確認検査機関等の職員
- ・ 設計者
- ・ 住宅販売事業者、工務店等の建築物省エネ法・建築基準法に関わる業務に携わる方々

5. 参加費

無料

6. 参加方法

[1] 動画配信

国土交通省のホームページに掲載する動画をご視聴ください。（事前申込不要）

【配信動画を掲載するURL】

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000163.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000163.html)

[2] 説明会

（一財）建築行政情報センターのホームページより事前申込をしてください。

（受付期間内でも定員になり次第、受付終了とさせていただきます。また、同じ会社から多数の方の申し込みがあった場合は参加を制限させていただくことがあります。）

※7月26日（火）の東京会場については、[1]に記載のページにてライブ配信も行う予定です。

【事前申込URL】

[https://www2.icba.or.jp/products/list.php?category\\_id=9](https://www2.icba.or.jp/products/list.php?category_id=9)

【問合せ用URL】

<https://www2.icba.or.jp/contact/index.php>

【申込期間】

令和4年7月4日（月）～7月25日（月）17時まで

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000929.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000929.html)

11. まちづくり分野における成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入を検討している地方公共団体の取組を募集し、専門家の派遣等による導入支援を実施します。

国土交通省は、まちづくり分野における成果連動型民間委託契約方式（PFS）やソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の導入を検討している地方公共団体の取組を募集・選定します。

選定された地方公共団体は、今年度、専門的知見・ノウハウ・経験を持つ専門家から、助言等を受けることができます。

※成果連動型民間委託契約方式（PFS）

行政が民間事業者に委託する事業であり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を予め設定し、支払額を当該成果指標値の改善状況に連動させるもの。

行政が業務内容の詳細を定める従来型の委託事業と異なり、業務内容については民間事業者が一定の裁量を持ち、民間事業者の創意工夫を最大限に活かすことでより成果向上が見込める契約方法。

※ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）

成果連動型民間委託契約方式（PFS）の一類型で、民間資金を活用して行われる手法。

1. 公募概要

募集期間：令和4年7月4日（月）～8月19日（金）12：00

募集対象者：まちづくり分野におけるPFS・SIBの導入を検討している地方公共団体

選定団体数：1団体

評価方法：有識者からなる審査会による書類審査

応募方法：[1]下記URLより申込

[2]事務局（有限責任監査法人トーマツ）より送付される申請様式に必要事項を記入し、メールにて返送

公募サイト URL

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/public-sector/articles/lg/city-planning-pfs-sib.html>

2. 公募説明会の実施

開催日時：令和4年7月13日（水）14：30～16：00

開催方法：オンライン

申込方法：下記URLより申込

申込期日：令和4年7月12日（火）12：00

\*後日、公募サイト（上記URL）にて、アーカイブ動画を配信予定

URL：<https://forms.office.com/r/LTXvuyHnRV>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05\\_hh\\_000386.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000386.html)